

難病法に基づく県内指定医療機関 各位

埼玉県保健医療部疾病対策課長 芦村 達哉
(公印省略)

埼玉県単独指定難病に係る公費負担者番号の変更等について (通知)

本県の難病対策の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、平成29年10月1日から、埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱に基づき本県独自
に実施している県単独指定難病医療給付について、下記のとおり公費負担者番号を変更する
こととしましたのでお知らせします。

また、難病法の改正により、平成30年4月1日から、さいたま市に居住する難病患者に対す
る指定難病医療給付事務(難病法に基づく指定難病のみ対象)については、さいたま市に権限が
委譲され、同市が行うこととなりますので、併せてお知らせします。

なお、医療給付の対象や受給に関する同市の受付窓口などの変更はございません。

記

1 埼玉県単独指定難病に係る公費負担者番号の変更

- ・公費負担者番号の変更 (変更後) 88110374
(現行) 51116028
- ・変更する時期 平成29年10月から
- ・医療受給者証 平成29年10月以降は、変更後の公費負担者番号を記載し
た受給者証を交付します。

2 指定難病医療給付事務(難病法に基づく指定難病のみ対象)のさいたま市への権限移譲

- ・権限移譲時期 平成30年4月
- ・医療受給者証 平成30年4月以降は、さいたま市から新たな受給者証(市
長名)が交付されます。

担 当：疾病対策課指定難病対策担当

TEL：048-830-3562